

第23期定時株主総会招集ご通知

**【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項】**

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

株式会社ブロードエンタープライズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付
請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理規範、行動基準及び諸規程を制定し、全社に周知・徹底する。
- ②コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、適時適切に取締役会等へ報告する。
- ③コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設け、取締役及び使用人が弁護士等を通して通報することが可能な内部通報窓口を設置する。
- ⑤当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ②取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会へ報告することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク・コンプライアンス管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ②リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ③天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、対策本部等を設置し、社内外からの適切な情報収集、対応方針の制定、原因の究明・対策の決定を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ②取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
- ①取締役会は、当社の経営計画を決議し、経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - ②内部監査室は、当社（各支社・各部）の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役より監査の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
 - ②当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
 - ③当該使用人は、監査役の命を受けた監査業務を行ううえで必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

②当社は、監査役又は監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために必要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

③監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

④監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる「コンプライアンス・ポリシー」にて、「法令・社会規範の遵守」を掲げ社内外への開示を行っております。また、取締役及び使用人への徹底を図るため、教育及びテストを実施いたしました。また、内部通報規程に基づき、問

題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

(2) リスク管理

当社は、リスク管理体制の適時見直しと明確化を行い、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスクの未然防止と、適時把握による拡大の防止等の対応を行いました。

(3) 監査役会への報告体制

当社の取締役及び使用人から当社監査役又は監査役会への報告制度を整備し、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期又は適時に報告を受けました。

(4) 取締役会による監督

当社は、取締役会規程に基づき毎月 1 回定期的に取り締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社の業務執行に関する報告を受け、業務執行の監督を行いました。

株主資本等変動計算書

(2022年 1月 1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	750,951	700,466	700,466	7,500	100,000	563,763	671,263	－	2,122,681	2,122,681
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	－	－	－	－	－	△1,687,019	△1,687,019	－	△1,687,019	△1,687,019
会計方針の変更を 反映した当期首残高	750,951	700,466	700,466	7,500	100,000	△1,123,255	△1,015,755	－	435,662	435,662
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	702	702	702						1,405	1,405
当 期 純 利 益						77,761	77,761		77,761	77,761
自己株式の取得								△84	△84	△84
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										－
当 期 変 動 額 合 計	702	702	702	－	－	77,761	77,761	△84	79,083	79,083
当 期 末 残 高	751,653	701,169	701,169	7,500	100,000	△1,045,493	△937,993	△84	514,745	514,745

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び工具、器具及び備品については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ アフターコスト引当金

完了工事に係るアフターコストに備えるため、過去のアフターコスト発生実績率により、将来の発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 通信サービスの提供

通信サービスの提供に係る履行義務は、サービス提供物件へのインターネット接続機器の設置・設定作業を行う履行義務（以下初期導入サービス）とインターネット接続機器の設置・設定作業後にインターネットサービスを提供する履行義務（以下月額利用料サービス）から構成されております。初期導入サービスと月額利用料サービスは一体の履行義務として認識しており、両者を月額利用料のサービス期間に応じて収益を計上しております。

② IOTインターフォンシステムの提供

IOTインターフォンシステムの提供に係る履行義務は、当該機器の設置工事完了が履行義務となります。設置工事完了の時点で支配が顧客に移転されるため、設置工事完了の一時点で充足される履行義務と判断し、収益を認識しております。

③ 製品の販売

製品の販売は、顧客への製品の引き渡しが行う履行義務となります。製品が引き渡された時点で製品への支配が顧客に移転されるため、製品の引き渡しが完了した一時点で充足される履行義務と判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来はイニシャルサービスとランニングサービスを別々の履行義務として、イニシャルサービスはサービス提供が完了した時点で収益を計上し、ランニングサービスはサービス期間に応じて収益を計上していましたが、原則としてイニシャルサービスとランニングサービスを一体の履行義務として認識し、両者をランニングサービスのサービス期間に応じて収益を計上する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、繰越利益剰余金の当期首残高は1,687,019千円減少しております。また、当事業年度の売上高は198,935千円減少し売上原価が143,207千円減少したことにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ55,728千円減少しました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる計算書類への影響はありません。

また、「7.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 752,699千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報の注記

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当事業年度において重要な影響はありません。新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社は外部の情報等を踏まえて、現時点では今後重要な影響はないとの仮定のもと、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判定を行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 148,231千円

(2) 債権流動化に伴う買戻義務

売掛金 284,971千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,920,300株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 70株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 176,500株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行っております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、短期間に回収される債権と回収が長期にわたる債権があり、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等並びに長期借入金は資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、長期借入金は金利の変動に係る市場リスクに晒されております。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - 1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各部署と総務部が連携し主要な取引先の状況をモニタリングし、施工業務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、預金について、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利の状況を把握しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 売 掛 金	1,241,101		
貸 倒 引 当 金 (* 1)	△2,414		
	1,238,687	1,220,781	△17,906
資 産 計	1,238,687	1,220,781	△17,906
(2) 長 期 借 入 金 (* 2)	1,317,828	1,317,474	△354
負 債 計	1,317,828	1,317,474	△354

(*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合計
売 掛 金	—	1,220,781	—	1,220,781
資 産 計	—	1,220,781	—	1,220,781
長 期 借 入 金	—	1,317,474	—	1,317,474
負 債 計	—	1,317,474	—	1,317,474

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金

1年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。1年超で回収が予定されているものについては一定の期間ごとに区分した債権ごとに、回収予定期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、収益認識の遡及修正に関する影響、賞与引当金、アフターコスト引当金の否認等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の営む事業は、インターネットサービス事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当事業年度
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	1,682,963
一時点で移転される財又はサービス	1,310,009
顧客との契約から生じる収益	2,992,972
外部顧客への売上高	2,992,972

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	51,357
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,241,101
契約負債 (期首残高)	1,380,638
契約負債 (期末残高)	2,706,103

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。契約負債は、主に通信サービスの提供における顧客からの前受金であり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、837,863千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において4,957,059千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から6年の間で収益を認識することを見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 176円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円74銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分」の件を、2023年3月23日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議致しました。

なお、本件は発行済株式総数および純資産額を変更することなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

(1) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

財務体質の健全化を図り、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金及び利益準備金の額の減少を、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をそれぞれ行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額751,653,900円のうち、681,653,900円を減少して70,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額701,169,777円のうち、256,340,041円を減少して444,829,736円といたします。

② 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(4) 利益準備金の額の減少の内容

① 減少する利益準備金の額

利益準備金の額7,500,000円の全額を減少して0円といたします。

② 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(5) 剰余金の処分の内容

上記(2)及び(3)による、その他資本剰余金の増加額937,993,941円の効力発生を条件として、その他資本剰余金の全額937,993,941円及び別途積立金の全額100,000,000円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えます。

(6) 日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2023年2月14日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 2023年3月23日（予定） |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2023年3月24日（予定） |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2023年4月24日（予定） |
| ⑤ 効力発生日 | 2023年4月25日（予定） |

(7) 今後の見通し

本件につきましては、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じさせるものではなく、業績に与える影響はありません。

なお、本件は、2023年3月23日開催予定の第23期定時株主総会において、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件が承認可決されることを条件としております。

2023 年 3 月 3 日

株主各位

会社名 株式会社ブロードエンタープライズ
代表者名 代表取締役 中西 良祐

追加電子提供措置に関するお知らせ

インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております弊社「第 23 期定時株主総会」に係る電子提供措置事項につきまして、下記のとおり中断が生じたことが判明しました。お詫び申し上げますとともに、当該電子提供措置事項に付して追加電子提供措置をとりましたことをお知らせします。

記

中断の生じた時間	中断の内容
2023 年 3 月 2 日午前 0 時 0 分から 2023 年 3 月 3 日午前 11 時 00 分まで	電子提供措置の中断が発生

以上